

令和 2 年 7 月 2 日 施行

「自動車の運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律」の一部改正

第2条“**危険運転致死傷罪**”の対象となる行為が新たに追加されました。

【以下の運転により人を死傷させる行為】

- ✓ 人を死亡させた者：1年以上の有期懲役
- ✓ 人を負傷させた者：15年以下の懲役

- 1 アルコール又は薬物の影響により、正常な運転が困難な状態で走行
- 2 進行を制御することが困難な高速度で走行
- 3 進行を制御する技能を有しないで走行
- 4 通行妨害目的をもって人又は車に著しく接近（走行中の自動車の直前に進入など）し、重大な交通の危険が生じる速度で運転
交通の危険を生じさせる速度で運転



5 通行妨害目的をもって重大な交通の危険が生じる速度で、走行中の車に著しく接近する方法（車の前方での停止など）で運転

追加

6 高速道路又は自動車専用道路で、通行妨害目的をもって走行中の自動車に著しく接近する方法（車の前方での停止など）で運転し、走行中の自動車を停止又は徐行させる

- 7 赤信号を殊更に無視し、重大な交通の危険を生じさせる速度で運転
- 8 通行禁止道路を進行し、重大な交通の危険を生じさせる速度で運転



新潟県警察